

子ども医療費(通院) 助成対象年齢を拡大します



7月以降受診分から
対象年齢を拡大します

平成29年7月1日以降の受診分から子どもに係る医療費を助成する「子ども医療費助成事業」を拡充し、**小中学生の通院医療費(保険診療分)が助成対象**となります。これまでの未就学児(通院)同様に一部自己負担も無く受診出来るようになりますが、市内(県内)の医療機関を受診する際に「**保険証**」と『**受給資格者証**』の提示が必要となりますので、**下記の必要なものを持参**のうえ、**5月中に市役所窓口(健康推進課)**で申請ください。

【必要なもの】

- 朱肉使用の印鑑
- 対象児童の保険証
- 世帯全員(保護者)のマイナンバー通知書
- 申請に来られる方(保護者)の身分証明書(運転免許証等)



※5月中に申請のあった方には『受給資格者証』を6月末に郵送予定ですが、6月中の申請となった場合には7月に順次郵送とさせていただきます。

●問い合わせ先 / 健康推進課 ☎82-9523